

南郷上ノ山公園団体登録申込要領

(目的)

1 この要領は、葉山町都市公園条例で定める有料公園施設である多目的グラウンド及び野球場の円滑かつ効率的な利用を図ることを目的とする。

(定義)

2 この要領において団体登録（以下「登録」という。）とは、有料公園施設の利用申請をする際の資格として、あらかじめ教育委員会に団体として行う登録をいう。

また、この要領において町内扱い、町外扱いとは、有料公園施設の利用申請における取扱いの違いをいう。

(申込資格)

3 有料公園施設を利用できるものは、9人以上で構成された団体とする。

なお、責任者は、当該団体を代表し、統括の責を有する成人者でなければならない。

(利用申込の扱い)

4 団体のうち構成員の2分の1以上が町内在住、在勤者で構成されている団体の扱いを町内扱いとし、2分の1未満の団体の扱いを町外扱いとする。

(登録の申請)

5 登録をしようとする者は、有料公園施設利用団体登録申請書（別紙様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録証の交付)

6 教育委員会は、前項の申請を受理した場合、その適否を審査し、適当と認めるときは、団体登録簿に登録するとともに、登録証（別紙様式）を交付するものとする。

なお、この登録証は、他人への譲渡又は、貸与を禁ずる。

(登録の有効期間)

7 登録の有効期間は、登録証の交付日から翌々年の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

8 登録の申請内容に変更を生じたときは、速やかに変更申請書（別紙様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消し)

9 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- ① 虚偽の申請による登録が発覚したとき
- ② 登録証を他人に譲渡又は貸与したとき
- ③ 係員の指示に従わなかったとき
- ④ 使用料を支払わなかったとき
- ⑤ 他人に著しい危害を及ぼしたとき
- ⑥ 使用許可の条件に著しく違反したとき

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。